

内閣参質二〇一第一八七号

令和二年六月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員小西洋之君提出検察官は準司法官であるとした「検察官について公務員法の特例を認める必要がある理由」（昭和二十二年十月十日人補）に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員小西洋之君提出檢察官は準司法官であるとした「檢察官について公務員法の特例を認める必要ある理由」（昭和二十二年十月十日人補）に関する質問に対する答弁書

一について

檢察官は、御指摘の文書に記載されているように準司法官的な性格を有するとされ、当該文書にいう「地位と職責」を持ち「檢察体制」を構成していることから、他の一般行政官と異なる身分の保障及び待遇を与える必要があると考えている。

二及び三について

勤務延長制度は、特定の職員に定年後も引き続きその職務を担当させることが公務遂行上必要な場合に、定年制度の趣旨を損なわない範囲で定年を超えて勤務の延長を認めるといふ趣旨に基づくものであり、檢察官に国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第八十一条の三の勤務延長の規定が適用されるとしても、内閣又は法務大臣が檢察官を自由に罷免したり、檢察官に対して身分上の不利益処分を行ったりするものではなく、その身分保障を害するものではないため、檢察官に当該勤務延長の規定が適用できるとすることにより、刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求するなどの檢察権を行使す

る等、司法権の適正円滑な運営を図る上で極めて重大な職責を有する検察官の職務と責任の特殊性や準司法官的な性格に影響を与えることはなく、御指摘は当たらない。